

高齢者等の新型コロナウイルス感染症 抗原検査助成事業

新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクが高いとされている高齢者や基礎疾患のある方が希望する場合に、PCR検査と同様に「現在感染しているか」を調べる抗原検査を実施します。

▶対象者＝町内に住所を有する方で、かつ無症状であり、①または②の要件に当てはまる方

①検査日時点において65歳以上の方

②慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患の診断を受け、現在、治療している方

▶検査方法＝唾液による抗原検査 ※各回先着80名

▶自己負担額＝2,000円

▶実施場所＝上三川町保健センター(上三川いきいきプラザ内)北側駐車場

▶実施の流れ＝

(1)電話で高齢者支援係にお申し込みください。

※64歳以下の基礎疾患を有する方は、電話予約の上、来庁によりお申し込みください。

[助成対象者であることが確認できる書類(身体障がい者手帳の写し、お薬手帳の写し、医師の診断書等)の提出が必要となります。]

(2)高齢者支援係から申込者に「唾液検体採取キット」「申込書兼同意書」「受付票」を送付します。

(3)予約した検査日当日に唾液を採取し、検体を会場にお持ちください。

(4)検査日当日、受付で自己負担額2,000円をお支払いください。

(5)後日、高齢者支援係から検査結果を郵送します。

▶その他＝この検査は、無症状の場合のみ受けられます。ご本人や同居のご家族に発熱等の症状がみられる場合は受けられません。



検査結果が陽性の場合、高齢者支援係から当日、ご連絡します。

●検査日●

検査(検体回収)		日時	申し込み受付期間
3月	4日(木)	午前9時～11時	2月8日(月)～2月15日(月)
	18日(木)	午前9時～11時	2月22日(月)～3月1日(月)

▶問い合わせ先＝健康福祉課 高齢者支援係 ☎56 9102

発熱等の症状がある場合の受診方法について

①まずは、かかりつけ医等の医療機関に電話してください。

②かかりつけ医等の医療機関に相談できない場合は、受診・相談センター

(☎0570(052)092 [24時間対応])に電話してください。

※診療・検査医療機関を案内します。

※検査の可否は、医師が判断します。

詳細は町ホームページでもご覧いただけます。→

●日本語以外の相談は、

外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

(☎028(678)8282)に電話してください。



▶問い合わせ先＝健康福祉課 成人健康係 ☎56 9133

町のプラスチックごみ削減の取組みについて

近年、社会問題となっている海洋プラスチックごみの削減に資するため、県と県内全市町が共同で宣言した「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」に係る町独自の取組みとして次のとおり実施します。

取組み内容

- 会議、イベント等でのペットボトル飲料配布を原則廃止
※缶、紙パック、紙コップも同様
- マイボトル持参の推奨

取組み時期

令和3年4月以降に開催する会議等からペットボトル飲料の配布を、原則として廃止します。詳細は、町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先=地域生活課 環境係 ☎ 56 9131

医療費適正化のため、正しい受診にご協力をお願いします！ ～整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき～

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。けがの原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

○国民健康保険が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- ・骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要)

○国民健康保険が使えない場合

- ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- ・内科的疾患による痛みやこり
- ・仕事中や通勤途中に起きたけが(労災保険から給付)

～施術を受けるときの注意～

○けがの原因を正確に伝えてください。

外傷性のけがでない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因でけがをしたのかを正しく伝えましょう。

○医療機関との重複受診はできません。

同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることはできません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

○療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。

療養費支給申請書は、患者さんが柔道整復師に国保の医療費の請求を委任するものです。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名をするようにしましょう。ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合、押印も必要です。

○施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

○領収書を保管しておきましょう。

国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合は、後日、施術日や施術内容についてお尋ねする場合があります。領収書の保管をお願いします。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係
☎ 56 9134

